

資 料

GM 農業共存法制のドイツにおける現況

小 島 恵

序

第一節 ドイツ遺伝子工学法による責任制度

第二節 BGB による責任制度

第三節 「適正な農業実践に関する法規命令」

第四節 位置登録制度

おわりに

序

近年世界的な食糧不足の可能性などが懸念される中、遺伝子組換技術によって収穫量や栄養価を高めた作物や、除草剤に耐性のある作物をうみ出し、これを栽培していく遺伝子組換農業（以下、GM 農業という）に注目が集まっている。他方で GM 作物については身体や環境への影響について危惧する声も根強く、正面からこれを推進する国はまだ少ない。EU では基本的方針としては GM 農業と慣行農業の「共存 (coexistence)」を掲げ、認可や表示に関する立法を行っている。しかしながら農業については各構成国で事情が異なることに鑑み、GM 作物をめぐる具体的共存政策は共同体レベルで一律に定めるのではなく、各構成国に委ねることとしている。

こうした中、各国で目下議論となっているのは、GM 作物の栽培によってそれ以外の作物に遺伝子組換体が混入することから生じる経済的損失にどう対処するか、というライアビリティの問題である⁽¹⁾。この点については EU 構成国

(1) この問題については2003年に欧州委員会からガイドラインが公表されている。Commission Recommendation of 23 July 2003 on guidelines for the development of national strategies and best practices to ensure the co-existence of genetically modified crops with conventional and organic

の中でも対応が分かれており、従来の民事責任の枠組みで対応する国、特別法を制定する国、基金や保険による手当てを行う国など多岐にわたる。そして今もなお流動的な状況が続いている。本稿は GM 栽培に起因する経済的損害への対処につき、ドイツの法的な対応を紹介する資料である。

ドイツは1990年に遺伝子工学法 (Gesetz zur Regelung der Gentechnik) を成立させ、同法はその後1993年、2004年、2006年、2009年と改正を重ねている。同法はいわゆる危険責任 (Gefährdungshaftung) を定めており、これは危険物や危険な活動から生じるリスクに対処する他の法律と同様のものである⁽²⁾。これらの法律の最大の特徴は抗弁が認められていないことであり、過失相殺は認められるものの、このために非常に厳格と評価される。ただし、留意しなくてはならないのは、遺伝子工学法は GM 作物を含め一般的使用のために流通させられる GMO により生じる損害を対象としていないことである。したがって、一般的な栽培者による GM 作物の栽培により近隣農家に生じた損害を取扱うのは主としてドイツ民法典 (以下 BGB という) となる。ただし遺伝子工学法はそのような一般的責任制度に全く関与しないということではない。BGB と遺伝子工学法は、BGB906条の解釈基準を遺伝子工学法36a 条 (2004年改正により挿入) が提供するという相互補完の関係に立つ。そこで本稿では、まず特別責任制度であるドイツ遺伝子工学法を概観し (第一節)、その後 GMO 起因の一般的な損害賠償事例を取扱う BGB の責任制度について述べる (第二節)。また本稿は、遺伝子工学法に基づいて制定された「適正な農業実践に関する法規命令」 (第三節) および GM 作物栽培の位置登録制度 (第四節) についてもその内容を確認する。なぜなら両者はドイツの GM 農業に関する責任制度において重要な位置づけをもつものだからである。

第一節 ドイツ遺伝子工学法による責任制度

ドイツでは遺伝子組換え生物の開発や遺伝子組換え農業による経済的損失を補償するため、特別法および一般法で対応している。すなわち、閉鎖系施設で未だ開発段階の GMO の混入により慣行農業または有機農業に経済的損害が生じた

farming

- (2) ただし、同法の責任制度は危険責任と原因の推定 (Ursachenvermutung) が結合していることから、もっとも厳格な類型であるとされる。E. ドイチュ / H.-J. アーレンス、浦川道太郎訳『ドイツ不法行為法』214頁。

場合には、特別法であるドイツ遺伝子工学法により対処される。他方、認可済みの GM 種子を用いた GM 農業により近隣農家に経済的損害が生じた場合には、ドイツ民法典の相隣法および不法行為法により対応がなされることになる。本節ではまず前者の内容を紹介する⁽³⁾。

1 責任制度

ア 対象

本法の対象となるのは、遺伝子組換施設、遺伝子組換作業、遺伝子組換生物の放出、およびそれから成り立つ生産物の搬出である（遺伝子工学法 2 条 1 項。以下特にことわりのない場合条数は同法のもの指す）。ここで遺伝子組換施設（gentechnische Anlage）とは、遺伝子組換作業が行われる閉鎖的施設をいう（3 条 4 号）。そして本法で遺伝子組換作業とされるのは遺伝子組換生物の開発、ならびに放出・搬出が未だ許可されていない遺伝子組換生物の繁殖・貯蔵・破壊・廃棄処理および施設内での搬送である（3 条 2 号、傍点筆者）。つまり適用対象に関しては、許可に基づき利用または取り扱われているもの（取扱種：Umgang, 3 条 6 a 号）と、許可がおりていないまたは限定的な流通に乗せられているだけで再生産の許可のないものの区別が重要であり、後者のみが本法の対象となる。これは主に、閉鎖系設備内で研究および開発をおこなっている研究所が該当する。また、GM 作物の試験場（Freisetzung）及び、生殖目的で他者に使用させることを禁じている限定的許可に基づき GMO を初めて流通に乗せた個人や会社も含む。GMO が生殖を含む一般的使用のために合法的に流通されれば同法の特別責任制度からはずれ、許可済み種子から作物を育てる栽培者は民法総則、および近隣者の所有権を保護する規定（BGB903 条以下）に服することになる。

このように遺伝子工学法の適用は非常に特殊な場合に限られる。実際に非 GM 作物中の GMO の存在またはそのおそれによる損害を被る農家が同法により賠償請求をすることができるのは、①汚染が（通常は開放系の試験場における）研究および開発により引き起こされた場合、および②後に他者へ種子を流通させる許可が無い GMO の非常に限定的な流通の場合、のみである。言い換えれば、財産法の解釈について法的基準を定めている（後述）ことを除けば、

(3) 以下は Jörg Fedtke, “Economic Loss Caused by GMOs in Germany,” in: Bernhard A. Koch (ed.), *Economic Loss Caused by Genetically Modified Organisms* (2008) at 213-232. に多くを負っている。

同法は最も重要な場合、すなわち、同一地域の一般栽培者間で生じる、GMO 混入に起因する紛争に対応するものではないということである。

イ 因果関係

① 因果関係の立証

因果関係の立証は、過失や違法性を不要とする危険責任の領域では最も重要である。遺伝子工学法の適用を決める基準は伝統的な条件関係で、特に起こりそうにない出来事の排除により緩和されるものではない。研究開発リスク (Entwicklungsrisiken) も遺伝子工学法32条の範囲から除外されない。

原告は自らの費用で損害の存在と、それがGM作物を通じたものであるという因果関係を証明しなければならないが、それにより当該損害は改変特性により特に引き起こされたものとの推定がなされる (いわゆる原因推定: *Ursachenvermutung*, 34条1項)。この原因推定は、当該損害がその特定のGMOの非改変遺伝子により引き起こされたことが証明されれば、反証可能である (34条2項)。つまり遺伝子工学法においては証明責任の転換は行われていない。この点で、このような事例における因果関係証明の困難性に対して同法は限定的な保護しか与えていないとの評価もありうる。

GMOを開発・試験・生産または取扱いをしている施設の操業者は、被害者が同法に基づく請求権が存在するかどうかを確認しやすくなるよう、屋外圃場試験を含めた技術プロセスに関する情報を提供することが要請される (35条)。屋外圃場試験の場合、EC指令2001/18に基づきそのような試験は公的に登録されなくてはならないため、必要な許可を出した当局からも詳細な情報が得られる。この登録は公衆に対して作物の種類、改変特性、圃場の位置と面積を明らかにしなければならない (16a条2項。制度の詳細は第四節参照)。

② 複数原因の場合

同一地域で同じGM作物を栽培していたために問題の遺伝子汚染を単独で引き起こし得た複数の潜在的不法行為者の中から、真の発生源の一人を特定できないというような場合 (加害者不明の場合) は、民法により処理される。すなわち、BGB830条1項2文に従い、それぞれの寄与分が実際に限定され民事手続法287条に従い比率配分が特定されない限り、それぞれが全ての妨害に対して連帯責任を有する。数人の不法行為者が当該損害を引き起こしたことは特定されるが誰がどの程度で責任を負うかが不明である場合 (寄与度不明の場合) にも同じ原則が適用される (32条2項)。費用の内部的配分はそれぞれの

責任の割合による (32条 2 項 2 文)。責任当事者のうち一人が全額を負担する場合には BGB426条 2 項に基づき求償が可能である。

③ 抗弁

損害の発生に関して被害者に過失が存在する場合は、BGB254条により処理される (32条 3 項)。これにより損害賠償額の減額がおこなわれ、極端な事例では賠償を完全に排除する可能性もある。その他の抗弁は遺伝子工学法の下では認められない。第三者の不法行為や不作為は明文上介入要素としては認められていない (32条 3 項 3 文)。

④ その他

本法に基づく責任は排他的なものではないため、民法及び／または他の法規に基づく請求を遺伝子工学法32条 1 項に基づく請求と同時に提起することが可能である。ただし以下の二つは例外である。第一に GMO を含有する医療調剤は医療調剤法に服する (37条 1 項)。第二に遺伝子工学法または同等の保護レベルを達成する他の法令による一般流通の特別許可を要する GMO 含有品についても、本法32条 1 項に基づく請求は行えない (37条 2 項)。

ウ 損害と修復

遺伝子工学法32条 1 項は特に財産損害の賠償を定めている。この損害は債務法総則 (BGB249~253条) に依拠して定義されている。同規定は原状回復 (Naturalrestitution BGB249条 1 文)、あるいは、自然回復が不可能、不十分、または莫大な費用を要する場合には金銭で全額賠償することを意図している (BGB251条 1 項, 同 2 項)。ここにおいて損害は、それが通常の状態下でも発生したものである場合には、逸失利益をも含む (BGB252条)。32条 1 項の対象となる GMO は通常まだ実験段階であるため、この GMO による遺伝子汚染は市場性の完全喪失を意味することになるので、その価値は完全に賠償されなければならない。また、土地の遺伝子汚染除去にかかる費用も賠償される。汚染によっても作物に市場性が残されている場合には、可能な限り、被害者は必要な表示をするなどしてそれらを販売し損害を軽減しなければならない (損害軽減義務)。このような、作物が本来意図されていた形では上市できないことによる価格低下は、食品生産者などと私的契約合意に基づき実現されたであろう市場価格を考慮に入れることで賠償されうる。他方、市場から撤退を余儀なくされた場合には撤退にかかる費用も賠償されなければならない。そして本法の下での責任は、製品の新たな市場を見つける必要があるために、あるいは一

定の生産者の地位を取り戻すために増大した費用などの間接経費をも対象とする。

消費者が、製品が非 GMO ではないと単におそれたことによる栽培者の損失は賠償されない。すなわち、遺伝子工学法32条1項は特に GMO による財産の侵害を要件としており、これは農家の製品が汚染されていると消費者が危惧するだけで生じるものではなく、賠償には実際の混入の証明が必要である。

本法33条1文は、32条1項により想定されているあらゆるタイプの損害について8500万ユーロを賠償責任限度額としている。複数の被害者が同一の事象から被害を受けている場合において、賠償総額が限度額を越えるならば、被害者は各々割当金を受け取ることになる。

安全レベル2～4の遺伝子組換え施設の経営者は補償準備が義務付けられている(36条)。この義務は第三者保険あるいは国(連邦あるいは州)の免責保証あるいは保証責任(いわゆる Freistellungserklärung または Gewährleistungsverpflichtung)によって満たされる。ただし民間の保険会社は、GMO の混入は実際上避けられないため、事実上無過失責任となっているドイツの GMO 責任制度は保険の対象にならないと指摘している。

なお、差止めによる救済は BGB1004条に基づいてのみ請求できる。

2 補償基金

補償基金については、2004年連邦参議院により提議されたものの、未だ設立されていない。基金よりも保険の仕組みの方が適切な解決策だとされている。

3 その他の責任制度との関係

はじめに述べたように、遺伝子工学法は一般的使用のために流通させられる GMO により生じる損害を対象としていない。これらの事例は BGB の一般規定と、その解釈を定める遺伝子工学法により処理される。そこで以下では節を改め、GMO の一般使用により生じた損害に対する責任制度を確認する。

第二節 BGB による責任制度

ドイツ相隣法によれば、所有権者は包括的に処分をする権利及び妨害を排除する権利(BGB903条)を有し、これと合致するネガトリア請求権が規定されている(BGB1004条1項⁽⁴⁾)。しかし、所有権の享受が他人の所有権の妨害と

もなりうるため、BGB1004条2項は所有者に受忍義務があるときは同1項の請求を行うことができない旨を定めている。この受忍義務の範囲を定めるのがBGB906条である。同条によれば、ガス・蒸気・臭気・煙・煤・熱・振動および類似の作用 (die Einwirkung) が非本質的な妨害である場合にはその流入を禁止することができない (BGB906条1項)。また、本質的な妨害であっても、それが土地の場所的慣行的利用を通じて発生しており、経済的に期待可能な措置によっては防止し得ない場合、前項と同様である (同条2項)。これによりある土地所有者に受忍義務があるときに、その者が自己の土地の場所的慣行的利用またはその収益を侵害される場合には、作用発生地の利用者に対して金銭による適切な補償を請求することができる (同条同項2文)。つまり、BGB906条は①妨害の本質性、②妨害防止対策の経済的期待可能性、③土地利用の地域慣行性をメルクマールとして受忍義務の有無を判断する。GMOの混入がそのような土地への妨害 (ニューサンス) を構成するかは議論のあるところであったが、この点を明確にするために2004年改正で遺伝子工学法に36a条が挿入された⁽⁵⁾。なお、遺伝子工学法23条は行政許可を受けた施設の操業の全面的停止請求権の排除と予防措置及び損害賠償請求の限定を規定しているため、36a条による請求も全面的停止請求権の排除を前提としている⁽⁶⁾。

1 BGB906条三要件の具体化①妨害の本質性

第一の要件について遺伝子工学法36a条1項は以下のように規定する。

36a条

- (1) 遺伝子操作に基づく有機体の特質の移転、またはその他の遺伝子改変有機体の混入は以下の場合に民法典第906条にいう本質的な妨害となる。
利用権者の意思に反して、そのような移転またはその他の混入により生産

(4) BGB1004条1項 ネガトリア請求権：所有権が占有の侵奪や占有の留置以外の態様で侵害されたときは、所有者は妨害者に侵害の除去を請求することができる。更なる侵害のおそれがあるときには所有者は不作為を請求することができる。

(5) 同条の運用にはGM作物をめぐる社会的動向も影響をもつといわれている。中村哲也「遺伝子組み換え作物とドイツインミシオン法—ドイツ遺伝子技術法の規制をめぐって—」法政理論第38巻第2号(2005年)11頁。

(6) このような制度は連邦イミシオン防止法にもみられる。

物が特に⁽⁷⁾,

1. 流通させることができなくなった場合,
2. 本法または他の法律の規定により遺伝子組換え表示のもとでのみ流通させうる場合,
3. 物をその生産方法に関して妥当している法規定上可能であった表示によって流通させることができなくなった場合。

これにより GM 種子や花粉の近隣農地への侵入が BGB906条に掲げられる作用に含まれることが確認されたことに大きな意義がある⁽⁸⁾。具体的な事例に即していうと、混入した GMO に流通許可がないため混入により市場に出せなくなった場合 (1号)、遺伝子組換えラベルをつけなければ市場に出せなくなった場合 (2号)、有機栽培など当初栽培者が意図した通りに市場に出せなくなった場合や「遺伝子組換えなし」という表示ができなくなった場合 (3号) などが、BGB906条にいう「本質的な妨害」になる。このような規定は BGB906条が掲げる諸作用とは異なり、市場における商品価値をその判断基準としている点に特色がある。従来遺伝子汚染が BGB906条にいう「本質的な妨害」にあたるかについては、土壌の生産性を判断基準にする説と市場における商品価値を判断基準にする説との対立があったが、36a 条の挿入により後者が具体化されることになった⁽⁹⁾。

2 BGB906条三要件の具体化②妨害防止対策の 経済的期待可能性

第二の要件について遺伝子工学法36a 条2項は以下のように規定する。

36a 条

(2) 第16b 条2項, 3項に従った適正な職業的規範 (gute fachliche Prax-

(7) 「特に (insbesondere)」という文言の挿入により 1号以下は限定列举ではなくなったため、0.9%以下の混入であっても GM 農家に責任が発生する可能性が残されることになったという。中村前掲注 5) 6 頁脚注 8 参照。

(8) 藤岡典夫「ドイツ遺伝子技術法に見る遺伝子組換え体の慣行作物等への混入による損害に対する民事責任」農林水産政策研究所報告書『遺伝子組換え樹木／遺伝子組換え作物をめぐる諸外国の政策動向』(2009年) 49頁。

(9) 中村前掲注 5) 11~17頁。

is) の遵守は民法典第906条にいう経済的に期待可能なものとみなされる。

これにより GM 栽培者の注意基準が明確に定められた。2004年の改正で36a 条と同時に挿入された16b 条1 項は、流通許可を受けた GMO 取扱者（栽培農家だけでなく流通・加工者等を含む）は GMO の混入等による本質的な妨害を及ぼさないよう事前配慮を講じる義務を負う旨を規定する。この1 項の事前配慮義務は、植物の栽培および動物の飼育の場合「適正な職業的規範」を遵守すれば満たされる（同条2 項）。そして「適正な職業的規範」が同条3 項に例示列挙されている。例えば植物の栽培や GM を含む農薬の散布の場合、近隣の土地に害を及ぼさない措置や近隣作物との交配を避けるための措置（同条同項2 号）、動物の飼育の場合、逃走および他の動物が入り込むことの防止（同条同項3 号）、運搬や貯蔵、さらなる加工の場合、喪失や混入、他の農産物との混合の防止、（同条同項4 号）、などである。そのほか、2008年に本条に基づいて法規命令が施行され、圃場間の隔離距離などが具体的に定められた（適正な農業実践に関する法規命令。第三節参照）。このような事前配慮措置は経済的に期待可能とみなされ、またこれらを果たしていれば GM 栽培者の事前配慮義務は果たされる。なお、GMO の使用および安全対策は記録されなければならない。

3 BGB906条三要件の具体化③土地利用の地域慣行性

第三の要件について遺伝子工学法36a 条3 項は以下のように規定する。

36a 条

(3) 民法典第906条にいう地域慣行性の判断においては、農産物の生産が遺伝子工学を用いたものか否かは重要性をもたない。

これにより、ある地域において慣行農業が支配的であり GM 農業が新規参入したからといって、直ちにそれが土地の慣行利用ではない、という評価は受けないということが明確にされた。

以上要するに、GM の混入により近隣農家に本質的な妨害が生じた場合、当該 GM 農家が適正な職業的規範を遵守し事前配慮義務を果たしていれば、GM 農業が当該地域において新規なものであっても、あるいは当該地域において有機農業・慣行農業が支配的であっても、賠償義務を負わない。ただしその場合

にも、本質的な妨害が生じている以上は BGB906条 2 項 2 文に基づき金銭による補償はしなければならない。

4 証明責任

証明責任の配分については、遺伝子工学法36a 条および16b 条（およびそれに基づく法規命令）により GM 栽培者の注意義務が明確化されたことよって、BGB906条に基づく請求および BGB823条 1 項に基づく請求双方に影響が及ぶ。すなわち、BGB906条 2 項に基づき補償を請求する者は、特定の GM 作物が実際に遺伝子工学法36a 条に規定された受忍限度を越える遺伝子汚染を自らの土地に及ぼしたことを証明しなければならない。それに対して GM 栽培者は、当該妨害が BGB906条 1 項に基づく受忍限度内にあることを証明することで抗弁が可能である。この抗弁が不可能であれば、GM 栽培者は自らが遺伝子工学法16b 条の基準に則って防止措置を講じていたことを証明しなければならない。これが証明できない場合には原告は妨害の終結を要求することができ、妨害が継続する場合は差止め救済の根拠を与えられる（BGB1004条）。そして、作物／圃場に発生した損害に対する賠償は不法行為法に基づいて請求することができる。しかしこの BGB823条 1 項に基づく賠償を請求するためには、原告が GM 栽培者による財産権侵害、過失、損害および因果関係を証明しなければならない。他方 GM 栽培者は不法行為責任を逃れるためには自らが遺伝子工学法16b 条の要請を満たしていることを証明しなければならない。しかしたとえ GM 栽培者がこの証明に成功したとしても、当該妨害が近隣者の財産権への「本質的な妨害」を構成する限り補償請求を免れることはできない。なお、原告は第四節で述べる位置登録情報を自己の証明に用いることができる。

5 損害賠償と法的救済

損害賠償の定義と算定方法は遺伝子工学法と不法行為法で相違ない。ただし、不法行為法においては賠償限度額が存在しない。事業者には現在のところ保険への加入義務もなく、また実際には遺伝子汚染は不可避とみられているため保険は不可能であろうといわれている。

6 まとめ

遺伝子工学法は閉鎖系施設内の未許可の GM による汚染のみを対象にする

ものであり、許可済みの GM 作物の栽培による汚染のケースは上述のように民法典により対処される。ただし、遺伝子工学法36a 条および16b 条の創設により、注意義務や証明責任の内容が具体化され、両者は相互補完の関係に立つことになった。このようなアプローチが法学上どのように評価されるかは興味深いテーマであるが⁽¹⁰⁾、資料としての本稿の枠を越えるためここでは特に述べない。

第三節 「適正な農業実践に関する法規命令⁽¹¹⁾」

2008年、遺伝子工学法16b 条 6 項⁽¹²⁾に基づき本法規命令が公布・施行された。本命令は遺伝子工学法16b 条 3 項にいう適正な職業的規範の原則を規定するものである（法規命令 1 条。以下、本節において条数は本法規命令のものを指す）。

まず栽培者は計画している GM 栽培地周辺の一定範囲の近隣者に対して自己の GM 作物栽培計画（栽培者の名前と住所、栽培地および栽培面積、作物種および遺伝子組換えを示す特別な認識票など）を種まきの3 か月前までに知らせなければならない（3 条 1 項 1 文）。これに対して近隣者は隣地における非遺伝子組換作物栽培の有無などを GM 栽培者に通知する（3 条 1 項 2 文）。一か月以内にこの通知がなかった場合には GM 栽培者は近隣においてその種の作物が栽培されていないとみなすことができる（3 条 2 項）。また栽培者は栽培地を本法規命令の付則で定められた事項に適合させなければならない（4 条）。加えて、貯蔵に関しては密閉容器に入れて同種の非 GM 作物から分離することや識別表示をすること（6 条）、運搬に関しては風による他人の土地への妨害を防止するため密閉容器に入れ閉鎖した車両に入れること、荷台に乗せる場合には入念な注意をすべきこと（7 条）、GM 作物の収穫等に使用された

(10) すでにこの点を研究するものとして、宮沢俊昭「環境法における司法の役割（前篇）（1・2・3 完）—ドイツ環境法における民法と行政法の調和と相互補完」一橋法学第 2 巻第 1 号、第 2 号、第 3 号（2003年）。

(11) Verordnung über die gute fachliche Praxis bei der Erzeugung gentechnisch veränderter Pflanzen (Gentechnik-Pflanzenerzeugungsverordnung - GenTPflEV)

(12) 連邦政府が法規命令（Rechtsverordnung）によって適正な職業的規範の細目を定めることができる旨を規定する。

設備等については非 GM 作物の収穫等の前には洗浄すべきこと（9条）、残渣については点検して除去すべきこと（10条）などが定められている。また栽培者は遺伝子組換え作物の種類や本法規命令に従ってとった対策などを記録しなければならない（12条）。

また本法規命令の付則によって、現在 EU において唯一栽培が許可されている GM トウモロコシに関する特別ガイドラインが制定された。これにより GM トウモロコシについては栽培地から300メートル以内を近隣地とし（付則 1号）、慣行トウモロコシへは150mの隔離距離をとること（付則 2号 1文）、有機トウモロコシへは300mの隔離距離をとること（付則 2号 2文）が決定された。この距離は影響を受ける近隣者との間で合意に達すれば短くすることができるが、その場合次節で述べる位置登録制度の所管当局にその旨を通知しなければならない。

第四節 位置登録制度

共存に関する重要な問題の一つはトレーサビリティの確保であり⁽¹³⁾、これはライアビリティの問題についても同様である。この点に関連してドイツでは、EC 指令2001/18を施行するドイツ遺伝子工学法改正（2004年）の後、同法16a条に基づいてGMO位置登録制度を設立した⁽¹⁴⁾。制度を所管するのは消費者保護・食品安全連邦局（BVL）であり、2005年2月に運用が開始された。登録制度の目的の一つは、GMO栽培による潜在的な環境悪影響の監視の手段とすることであるが、もう一つの意図は、共存と透明性の方策を助けることである⁽¹⁵⁾。すなわち科学者や規制者、その他の利害関係者（農業者など）

(13) Theodoros H. Varzakas, G. Chrysochoidis, D. Argyropoulos, “Approaches in the risk assessment of genetically modified foods by the Hellenic Food Safety Authority”, *Food and Chemical Toxicology* 45 (2007), at 530-542.

(14) 以下のサイトでヴィジュアル的に登録状況を見ることが可能である。
http://apps2.bvl.bund.de/stareg_visual_web/localeSwitch.do?language=en&page=/data.do

(15) Anja VAASEN, Achim GATHMANN, Detlef BARTSCH, “Measures of Coexistence in Germany”, presentation paper of Fourth International Conference on Coexistence between Genetically Modified (GM) and non-GM based Agricultural Supply Chain (held on 10-12 November 2009).

に GM 栽培の位置情報を提供するものとして登録制度が活用されることが期待されている⁽¹⁶⁾。

登録は種まきの3か月前に、意図されている GMO 栽培の地理的位置、および面積や届出日、GM 作物に関する情報など GM 作物栽培地に関する情報を土地台帳の形式で記載する。さらに、地域マップに加えて年ごとの栽培地域もインターネットを通じて公開されるが、個人情報には制限される。そのような慎重に扱うべき情報は、調査や一般的監視活動に責任を有する地域当局のみが利用できる。ただし、正当な利害をもつ者（自己の財産が GMO による妨害にさらされていると証明する潜在的被害者など）には公開される。本制度は5年の実施を経てから報告の統計、公衆の関心、および GMO 位置登録が直面した実施に関する問題を検証する予定である。

位置登録制度によればドイツにおける GM 作物の栽培面積の状況は以下のとおりである。

届出時（2月）	→	最終的な栽培面積（6月）
2005年：1150ha		342ha
2006年：2004ha		947ha
2007年：3775ha		2685ha
2008年：4583ha		3371ha
2009年：3802ha		0 ha

届出時に比べて最終的な栽培面積が減少するのは、①農地の栽培計画または科学調査プログラムの変更、②経済的理由、③種子の利用可能性、④公衆の反対、⑤近隣住民との交渉、などが原因といわれている⁽¹⁷⁾。さらに、2009年4月に MON810 トウモロコシがドイツ国内で一時的に禁止されたことにより、いくつかの栽培地域ではすでに届出られていたにもかかわらず実際の栽培地域はゼロになった。

位置登録制度の今後の発展としては、位置登録を監視手段および情報プラットフォームとして用いるという観点から、地理情報システム (Geographical

(16) A. Vaasen, A. Gathmann, J. Storch, D. Bartsch, "Public GMO location register in Germany 2008 - a continuously improved information platform", J. Verbr. Lebensm. 3 (2008) at 2: 29-31.

(17) *Ibid.*

Information System: GIS) とリンクさせることや、登録情報の追加、欧州での情報の調和などが考えられる。

おわりに

本稿でみてきたように、一般的な GM 作物栽培に起因する責任につき、ドイツでは民法典で対応することとなっているが、法規命令によって GM 作物栽培に特化した注意基準などを設けている点が特徴的である。こうしたドイツの制度は、形式的には GM 農業と慣行農業の共存を可能にするものではあるが、実質的にはかなり厳格なものであり、GM 農業に好意的であるとは言い難い。遺伝子組換という新しい技術に対して予防的であるべしという姿勢が反映されているといえよう。特に第四節で述べた位置登録制度は、正式に許可された GM 作物であっても様々な情報の登録を求められる点が予防的といえる。すなわち、一定のリスク評価を経て安全であろうと判断されたがゆえに許可された作物であっても、長期的影響については不明な点があり、またリスク評価の射程に入らなかった「非知 (ignorance)」という脅威も考えられるため、継続的なモニタリングを可能にするためにこのような制度が設けられた点が、予防原則適合的と評価できる。このように科学的評価の結果一定の安全性が判明し許可を与えられたものについても、更に長期的にモニタリングを続けるために当事者に一定の情報提出を義務付ける制度は、他の環境法政策においても参考となるものである。

日本ではいまだ遺伝子組換作物への抵抗感は強く、商業栽培は認可されているものの、実際には商業栽培は行われていない状況である。しかし遺伝子組換ナタネ等は多く輸入されており、また遺伝子が残存しない製品にはそれが遺伝子組換体由来のものである旨の表示も義務付けられないなど、実体が見えにくいのに法制度が追い付いていない状況といえる。遺伝子組換作物の商業栽培を広めていくかという議論ももちろんのこと、現状に合わせた法整備とともに、今後の法政策や起り得る紛争解決の方法など、導入前に検討すべき課題は多い。国民感情にも留意しより予防的なアプローチを取るのであれば、まずは① EU のようにプロセスベースの法政策を採用することが肝要である。それと同時に、② 現在既に GM 由来の製品が日本市場を流通していることに鑑みれば、早急に表示およびトレーサビリティの充実を図る必要がある。さらに、栽培が行われることになれば、③ 花粉の飛散等で近隣農家に損害が発生した場

合の紛争解決シュミレーション（特別法を制定するのか民法の運用に任せるのか）を行う必要がある。また、栽培が一般的に行われるようになれば、④ドイツのような長期的モニタリング制度を整備することは不可欠である。いずれについても EU およびドイツの法制度が非常に示唆的であることは言うまでもない。

ここでは上記四点のみを挙げたが、日本は EU に比べて GMO に関する法整備は甚だしく不十分である。仮に将来的に GM 農業を一般化することを意図しているのであれば、検討すべき論点は上記に限らず多様に存在する。そしてその際に、遺伝子組換え技術が新しいものであること、それゆえに現在想定し得ないような悪影響という意味での「非知」が存在しうることには留意しながら、予防的法制度の構築を検討することが、我々が過去に経験した惨禍から得られる教訓である。

- * 本稿は平成21年度農林水産省委託事業「遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究」の研究成果の一部である。